

# ○高知縣市町村総合事務組合特別ほう賞金支給条例

〔平成 17 年 2 月 1 日〕  
〔 条 例 第 2 5 号 〕

## (目的)

第 1 条 この条例は、高知縣市町村総合事務組合同約（平成 17 年高知県指令 16 高市振第 1983 号）第 3 条第 1 項第 6 号に掲げる事務を共同処理する団体（以下「構成団体」という。）の区域内の住民（以下「住民」という。）に特別ほう賞金を授与することを目的とする。

## (授与の要件)

第 2 条 管理者は、住民が消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 25 条第 2 項（第 36 条において準用する場合を含む。）又は第 29 条第 5 項（第 30 条の 2 及び第 36 条において準用する場合を含む。）若しくは第 35 条の 7 第 1 項、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 17 条若しくは災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 65 条第 1 項（同条第 3 項において準用する場合を含む。）又は同条第 2 項において準用する第 63 条第 2 項の規定により、当該業務に従事し、若しくは協力するに当たって、一身の危険を顧みることなく業務を遂行しそのため死亡し、又は障害の状態となった場合は特別ほう賞金を授与することができる。

## (種類及び金額)

第 3 条 特別ほう賞金の種類及び金額は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 殉職者特別ほう賞金は、50 万円以上 150 万円以下とし功労の程度によって定める。
- (2) 障害者特別ほう賞金は、150 万円以下とし別表に定める障害の等級の区分ごとに功労の程度によって定める。

## (順位)

第 4 条 殉職者特別ほう賞金の授与を受けるべき者の順位は、高知縣市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例（平成 17 年条例第 22 号）第 17 条の規定の例による。

## (報告、出頭等)

第 5 条 管理者は、特別ほう賞金の授与に関し必要があると認める場合は、特別ほう賞金の授与を受けようとする者、当該構成団体の長又は構成団体に勤務する消防吏員、消防団員若しくは住民等関係者に対して当該事項に関し報告又は出頭を求め事情を調査することができる。

2 管理者は、必要があると認めるときは、特別ほう賞金の授与を受けようとする者に対し医師の診断及び検案を受けさせることができる。

## (審査)

第 6 条 特別ほう賞金の授与については、審査会条例（平成 17 年条例第 26 号）の規定による審査会の審査を経なければならない。

## (委任事項)

第 7 条 この条例の実施に関し必要な事項は規則で定める。

## 附 則

- 1 この条例は平成 17 年 2 月 1 日から施行する。
- 2 平成 17 年 1 月 31 日以前に支給すべき事由の生じた特別ほうで施行日以後の期間について授与すべきものについては、なお従前の高知県消防補償等組合特別ほう支給条例（昭和 48 年条例第 10 号）の例による。

別表

障 害 者 特 別 ほ う 賞 金

障害の等級	功 勞 の 程 度 に よ る 支 給 額	
1 級	1,500,000 円以下	500,000 円以上
2 級	1,425,000 円以下	450,000 円以上
3 級	1,350,000 円以下	400,000 円以上
4 級	1,230,000 円以下	360,000 円以上
5 級	1,095,000 円以下	315,000 円以上
6 級	975,000 円以下	275,000 円以上
7 級	855,000 円以下	235,000 円以上
8 級	750,000 円以下	200,000 円以上

備考

- 1 障害の等級は、補償条例別表第3に定める障害の等級による。
- 2 障害の等級及び金額の決定については補償条例第10条第2項から第5項（第3項第1号を除く。）までの例による。